

業務内容	料金	備考
外国人ビザ(在留資格)関係		
在留資格認定証明書交付申請(投資・経営を除く)	84,000円	申請取次を含む
在留資格認定証明書交付申請(投資・経営)	124,000円	申請取次を含む
在留資格変更申請(投資・経営を除く)	84,000円	申請取次を含む
在留資格変更申請(投資・経営への変更)	124,000円	申請取次を含む
在留期間更新申請(通常)	15,000円	申請取次を含む
在留期間更新申請(特別受理)	50,000円	事情説明の理由書を含む
永住許可申請	40,000円	申請取次を含む
外国人配偶者の親の呼び寄せ	84,000円	事情説明の理由書を含む
外国人配偶者のいわゆる連れ子の呼び寄せ	84,000円	事情説明の理由書を含む
各種理由書のみ作成	30,000円	相談料を含む
在留資格の相談(1時間以内)	5,000円	通常相談。上記の書類作成を依頼する場合、相談料は上記の書類作成費に含めます。
在留資格の特別相談(1時間30分以内)	15,000円	元入管職員の顧問行政書士と当職の2名による複雑な案件の相談。上記の書類作成を依頼する場合、相談料は上記の書類作成費に含めます。

会社設立 関係		
株式会社の設立(電子定款対応)	48,000円	登記をご本人が申請
株式会社の設立(電子定款対応)司法書士による登記	78,000円	司法書士による登記費用を含む
株式会社の電子定款のみ作成(埼玉県内)	30,000円	本店所在地が埼玉県内
株式会社の電子定款のみ作成(東京・千葉)	40,000円	東京・千葉の公証役場への出張料を含む
合同会社の設立(電子定款対応)	30,000円	登記をご本人が申請
合同会社の設立(電子定款対応)司法書士による登記	60,000円	司法書士による登記費用を含む
合同会社の電子定款のみ作成	20,000円	

NPO法人設立・運営コンサル関係		
NPO法人設立 フルサポート	70,000円	全ての書類作成、行政庁への相談、同行を含む
定款・事業計画書・収支予算書の3点のみ作成	40,000円	
定款のみ作成	15,000円	
NPO法人設立後の、事業報告書、収支計算書(1年度分)	20,000円	収支計算書の経理そのものは行わない
役員変更届け・同登記添付書類作成	10,000円	
定款変更申請(事業計画書、収支予算書を含む場合)	30,000円	変更前の定款が保存されていることが前提
定款変更申請(事業計画書、収支予算書を含まない場合)	15,000円	変更前の定款が保存されていることが前提
NPO法人設立の相談(1時間以内)	5,000円	上記の書類作成を依頼する場合、相談料は上記の書類作成費に含めます。
NPO法人運営の相談(1時間以内)	5,000円	

金銭トラブル(内容証明)		
比較的簡易な内容証明書の作成	1枚5,000円、追加1枚2,000円	作成に係わる相談を含む。差出人名及び実際の差出は、依頼者ご本人です。
比較的簡易な内容証明書の作成で、行政書士の作成代理	1枚10,000円、追加1枚2,000円	作成に係わる相談を含む。差出人名及び実際の差出は、当行政書士です。他に郵送費用実費いただきます。
やや複雑な内容の内容証明書の作成(下記事例を参照)	1枚7,000円、追加1枚2,000円	作成に係わる相談を含む。差出人名及び実際の差出は、依頼者ご本人です。
やや複雑な内容の内容証明書の作成で、行政書士の作成代理(下記事例を参照)	1枚12,000円、追加1枚2,000円	作成に係わる相談を含む。差出人名及び実際の差出は、当行政書士です。他に郵送費用実費いただきます。

やや複雑な内容の内容証明書の事例	(1) 金銭消費貸借時に、借用書、金銭消費貸借契約書を作成しなかった場合で、借主に債務の承認を求め、債務の弁済を催告する事例
	(2) 金銭消費貸借を繰り返し行い(借りながら返す等)、最終的な債務残高の承認を求め、債務の弁済を催告する事例
	(3) 分割返済の約定で借用書は作成したが、借用書に「期限の利益の喪失の特約」を入れなかった場合で、分割返済が滞り、最終の分割返済期限前に一括返済を求めたいという事例